

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	昇降機予防保全業務その2（浜大津総合ターミナル内）
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津一丁目ほか
概 要	昇降機予防保全業務 一式
契 約 期 間	令和8年8月25日から 令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年8月25日
契 約 金 額	10,946,980円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 〔名 称〕 株式会社日立ビルシステム 関西支社 取締役支社長 小島 巨士
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、株式会社日立ビルシステム製昇降機について、同社による保守点検業務を通じて将来的な運転に支障をきたす可能性が確認された箇所に対して、予防保全の観点から部品取替等の整備業務を行うものである。製造業者以外の業者に整備業務をさせた場合、設備の安全機能に支障を及ぼす恐れがある。 また、現在行っている保守点検業務について、過失責任の所在を明確にするため、製造業者を保守点検業者として選定しており、今回の保全業務に関しても、別業者となった場合には、過失責任が不明確となる恐れがある。 以上のことから、製造業者であり、かつ当該昇降機の保守点検業者である株式会社日立ビルシステム 関西支社と随意契約を締結するものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

様式第 2 号（第 2 条関係）

- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。